第11回
定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

① 業務の適正を確保するための体制 …… 1頁

② 連結注記表 …… 6頁

③ 個別注記表 …… 17頁

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。

《当社ウェブサイト》
http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/ir_library/generalMeeting.html

野村不動産ホールディングス

業務の適正を確保するための体制

◎平成27年３月20日開催及び平成27年４月30日開催の取締役会の決議により内容の一部を改定し、平成27年５月１日付で次の内容となっております。

① 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を取締役会において定め、取締役及び執行役員は率先垂範して同規程を遵守する。

ロ.取締役会への付議及び報告の基準となる「取締役会規程」及び「決裁及び手続きの運用ガイドライン」を定め、取締役及び執行役員は同規程及び同ガイドラインに則り業務を執行する。

ハ.取締役及び執行役員の業務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の管理体制と情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録その他取締役及び執行役員の職務執行に係る情報が記載された文書を、常時、取締役、執行役員及び監査役から閲覧の要請があった場合にすみやかに閲覧できるよう適切な場所に保管するとともに、定められた期間保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.取締役会は「リスク管理規程」に則りリスク管理全般を統括し、相互牽制機能の実効性が確保される体制を整備するとともに、適切な人員配置、人材育成のための教育、リスク管理の役職員への周知徹底及び事故防止のための適切な方策の策定を行う。

ロ.経営に係るリスクに関する審議を行うため、取締役会において指名された当社及びグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスク管理規程」及び「リスクマネジメント委員会運営規程」に則り、リスクの定期的なモニタリング、評価及び分析を行うとともに、企業経営、事業展開に伴い遭遇するリスクに関し、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等について対応策の基本方針を

審議する。
「リスクマネジメント委員会」は原則として月１回、必要あるときは臨時に開催し、３ヶ月に１回以上、審議内容を取締役会に報告する。

ハ.緊急を要する重要なリスクが発生した場合には「リスク管理規程」に則り、リスクマネジメント委員会委員長並びに「リスク管理規程」に定めるグループのリスク管理、広報、関係会社管理、総務及び財務に関する業務を所管する部室店の担当執行役員及び部室店長が協議のうえ対応策の基本方針を決定し、当社及びグループ会社はこの方針に則った対応を行う。

④　取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.業務執行に関する意思決定を機動的に行っていくため、グループ会社全般の業務執行に関する事項のうち、取締役会の決議により定められた一定の事項について、経営会議又は稟議手続を経て決定する。

ロ.経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることで、グループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入する。

ハ.取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する経営会議での決定事項及び社長執行役員の指示の下に業務を執行する。

ニ.取締役会において、年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次での進捗状況管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックする。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は持株会社であることから、当社単独ではなく企業グループ全体を対象とした以下のコンプライアンス体制を構築する。

イ.お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。

ロ.当社に「リスクマネジメント委員会」及びグループコンプライアンス部を設け、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員に対し、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。

ハ.グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置する。通報及び相談の窓口を内部（リスクマネジメント委員会委員長）と外部（弁護士）にそれぞれ設ける。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを行わない。

⑥　当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社からなる企業集団は、持株会社である当社を軸に野村不動産グループを形成している。野村不動産グループでは、業務の適正を確保するために、下記の体制を整備する。

イ.お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。

ロ.当社に「経営会議」を設置し、グループ経営に関する重要事項及びグループ会社全般の業務執行に関する事項を審議するとともに、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定する。また、これらを通じて、グループ経営の意思統一を図る。

ハ.当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体における内部統制に関する事項及びグループ経営にかかわるリスクに関する事項の審議を行い、情報の共有を図る。

ニ.当社において「関係会社管理規程」を定め、グループ各社において重要事項を決定する際には、事前に当社との協議又は当社への報告を求める。

ホ.当社に監査部を設け、「グループ内部監査規程」に則り、各グループ会社が行う内部監査のレビューを実施することで、グループ全体の監査品質の維持向上を図る。

ヘ.当社に「ＣＳＲ委員会」及びＣＳＲ推進部を設け、グループ全体でのＣＳＲ意識の向上を図るため、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。

ト.グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置する。通報及び相談の窓口を内部（リスクマネジメント委員会委員長）と外部（弁護士）にそれぞれ設ける。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを行わない。

⑦　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、野村不動産グループの財務報告の信頼性を確保するために、グループの「財務報告に係る内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。

⑧　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、配置する専任者は監査役の指揮命令に基づき業務を行う。当該専任者に係る人事に関しては、取締役は監査役会の同意を得なければならない。

⑨　取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ.当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人並びにグループ会社の監査役は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令又は定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、その内容につき監査役会にすみやかに報告を行うものとする。

ロ.「グループ内部監査規程」に基づき、監査部は監査役に対し監査結果及び改善状況等を報告する。

ハ.グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は、当社の監査役からの求めがあった場合、各社における業務の執行状況につき報告を行うものとする。

ニ.「野村不動産グループ・リスクホットライン」への通報については、リスクマネジメント委員会委員長が監査役に通報内容を報告する。

ホ.前各号の報告者に対しては、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行上必要と認める費用を負担するものとする。また、監査役は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.監査役及び監査役会は、取締役社長、会計監査人、監査部と定期的に意見を交換する場を持つこととする。

ロ.各監査役は分担して、当社の重要な会議体である「経営会議」、「ＣＳＲ委員会」、「予算委員会」、「リスクマネジメント委員会」、「ＩＴ戦略委員会」及び「賃貸資産戦略委員会」へ出席し、業務執行状況に関する情報を収集し、意見を述べることができる。

ハ.監査役のうち半数以上を社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な業務監査を実施できる体制とする。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　21社

・主要な連結子会社の名称　主要な連結子会社名は、「事業報告」の「1．企業集団の現況⑶ 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

NOMURA REAL ESTATE ASIA PTE. LTD.については、当連結会計年度において新たに設立したため、横浜みらい46特定目的会社、野村不動産諮詢（北京）有限公司については、重要性が増加したため、連結の範囲に含めております。

（合）スマイル・リテール・エイト、（合）リテール・インベスターズ2007、㈲ＮＰＳデベロップメントについては、清算結了のため、野村リビングサポート㈱については、当社の連結子会社である野村ビルマネジメント㈱に吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

なお、野村ビルマネジメント㈱については、野村不動産パートナーズ㈱に商号を変更しております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　Nomura Real Estate UK Limited

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

⑵ 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

・持分法を適用した非連結子会社の数　3社

・主要な会社等の名称　Nomura Real Estate UK Limited
NREAM Investors America, LLCについては、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法適用非連結子会社に含めております。

② 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法を適用した関連会社の数　1社

・主要な会社等の名称　㈱銀座パーキングセンター

③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　（合）ドルフィン1号
㈲キューブ川崎インベストメント

・持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ＵＮＪプロパティーズ（合）、横浜みらい46特定目的会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

連結子会社のうち、野村不動産諮詢（北京）有限公司、NOMURA REAL ESTATE ASIA PTE. LTD.の決算日は12月31日、（合）御堂筋みらいデベロップメント、（合）新宿みらいデベロップメント、フラッグシップビルディング㈲、ＴＪプロパティーズ特定目的会社の決算日は２月28日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

⑷　会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）を採用しております。

・その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ　　時価法を採用しております。

ハ．たな卸資産　　主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　２～65年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ．事業整理損失引当金　　事業の撤退に伴い発生する損失の見込額を計上しております。

ホ．転貸事業損失引当金　　サブリース事業において、転貸差損が将来にわたり発生する可能性が高い転貸物件について翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

・退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法　過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ．重要な収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

ハ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ニ．重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

＜ヘッジ手段＞	＜ヘッジ対象＞
金利スワップ	借入金
通貨スワップ及び為替予約	外貨建有価証券

・ヘッジ方針　内規に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジの有効性評価の方法　ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動又は相場変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動又は相場変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

ホ．のれんの償却方法及び償却期間　のれんの償却については、14年から20年の期間で定額法により償却を行っております。

ヘ．消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産・その他に計上し（５年償却）、たな卸資産である土地に係るものは取得原価に算入し、それ以外は発生年度の費用として処理しております。

⑸　追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が5,624百万円、法人税等調整額が5,322百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金等が301百万円、少数株主損益調整後の当期純利益が3,198百万円、それぞれ増加しております。

また再評価に係る繰延税金負債が420百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

２．会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が2,445百万円減少し、利益剰余金が1,571百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ129百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保付債務

①担保資産及び担保付債務

担保資産

建物及び構築物	210百万円
計	210百万円

担保付債務

受入敷金保証金	52百万円
計	52百万円

②現金及び預金２百万円について、仕入債務に係る質権が設定されております。

また、投資有価証券10百万円について、出資先の債務の担保として質権が設定されております。

③ノンリコース債務及びノンリコース債務に対応する資産

ノンリコース債務

ノンリコース１年内償還予定の社債	3,000百万円
計	3,000百万円

ノンリコース債務に対応する資産

現金及び預金	2,526百万円
建物及び構築物	187百万円
土地	7,804百万円
計	10,518百万円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　134,544百万円

⑶　保証債務

次の顧客等について、金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

住宅ローン利用顧客	56,902百万円
ＥＢＳビル共同事業者	676百万円
計	57,579百万円

⑷　土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

・再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	190,906	212	－	191,119

(注)普通株式の発行済株式の株式数の増加212千株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	3,818	20	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年10月30日取締役会	普通株式	3,819	20	平成26年９月30日	平成26年12月１日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、付議いたします。

	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	4,777	利益剰余金	25	平成27年３月31日	平成27年６月29日

⑶　新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

野村不動産ホールディングス株式会社	2008年度第３回新株予約権	普通株式	139,000株
	2009年度第２回新株予約権	普通株式	6,800株
	2009年度第３回新株予約権	普通株式	79,000株
	2010年度第２回新株予約権	普通株式	12,000株
	2010年度第３回新株予約権	普通株式	56,500株
	2011年度第２回新株予約権	普通株式	16,500株
	2011年度第３回新株予約権	普通株式	109,900株
	2012年度第１回新株予約権	普通株式	19,200株
	2012年度第２回新株予約権	普通株式	115,800株
	2012年度第３回新株予約権	普通株式	189,200株

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全かつ流動性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に金融機関からの借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、内規に基づき後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

有価証券は、譲渡性預金等の安全かつ流動性の高いものであり、一時的な余資運用目的で保有しております。

営業エクイティ投資及び投資有価証券は、主に株式、投資口、投資信託、優先出資及び匿名組合出資金であり、事業推進目的で保有しております。株式、投資口、投資信託については各月末ごとに時価の把握を行っております。外貨建有価証券については、為替変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（通貨スワップ取引、為替予約取引）を利用してヘッジしております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２.参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	47,420	47,420	－
⑵　有価証券	3,000	3,000	－
⑶　投資有価証券 ※1	39,698	39,732	33
資産計	90,119	90,152	33
⑴　短期借入金 ※2	49,300	49,300	－
⑵　社債 ※3	33,000	34,226	1,226
⑶　長期借入金 ※2	534,400	546,646	12,246
負債計	616,700	630,173	13,473
デリバティブ取引 ※4	(2)	(2)	－

※1 「敷金及び保証金」に計上している国債等を含めて表示しております。

※2 １年以内に返済予定の長期借入金については、「⑶　長期借入金」に含めて表示しております。

※3 １年内償還予定の社債については、「⑵　社債」に含めて表示しております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法

資産

⑴ 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵ 有価証券

譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券

株式、投資口については、主に取引所の価格によっております。投資信託については、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

負債

⑴ 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵ 社債

主に当社の発行する社債であり、時価は市場価格によっております。

⑶ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
匿名組合出資金等	8,584

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑶ 投資有価証券」には含めておりません。

6．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸用商業施設等(土地を含む。)を有しております。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	689,655	735,723
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	25,336	49,530

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

3.賃貸用オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　　2,061円86銭

⑵　1株当たり当期純利益　　201円28銭

8．重要な後発事象に関する注記

（株式会社メガロスに対する公開買付けの件）

当社は、平成27年４月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メガロス（ＪＡＳＤＡＱ市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議しました。

また、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしているとのことです。

⑴　本公開買付けの目的

対象者は、平成19年11月に、資金調達及び企業信用力の確保並びに企業認知度の向上や人材確保等を目的として、株式会社ジャスダックが運営するジャスダック証券取引所（現ＪＡＳＤＡＱ市場）に株式を上場しました。上場後、対象者は既存店の収益伸長を図ると共に新規出店を積極化し、企業価値の向上を目指してきました。

しかしながら、近年は、フィットネス市場における競合店舗の増加に伴う競争激化、顧客ニーズの変化・多様化等の課題に直面しております。

こうした中、当社は、対象者の中長期視点に立った施策として、既存店舗での料金体系の見直しや、多様化する顧客ニーズに対応した新たな店舗モデルでの出店拡大等を実行していくことが、必要不可欠であると考えました。しかしながら、これらの諸施策は会費収入の一時的な減少や新規モデル店舗の出店に伴う投資負担の増加等を伴い、対象者における短期的な業績の下振れや、その後の収益回復に対する不確実性といったリスクを発生させる可能性が生じることとなります。そのため、上場会社の施策としては資本市場からは必ずしも十分な評価を得られない可能性から、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことも想定されます。また、上場維持のままでは、これら施策に対する有効性や実効性を十分に検証する必要があることから、迅速な意思決定が行いにくいといった課題を有しているものと認識しております。

以上の状況を踏まえ、当社及び対象者は、完全親子会社関係の下、当社と対象者の一体経営を実現することで、対象者による短期的な業績下振れリスクや不確実性を伴う大胆な施策に対しても、迅速な意思決定のもとこれらを実行することが可能となり、中長期的視点に立脚した対象者の成長加速が実現できるものと判断するに至りました。そして、それはまた、対象者のみならず、グループ一体としての総合力の発揮が期待できるようになることから、当社グループの企業価値の向上につながるものであるとの結論に至りました。

⑵　対象者の概要

①名称	株式会社メガロス
②所在地	東京都渋谷区恵比寿南二丁目４番４号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　大橋　充
④事業内容	スポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売
⑤資本金	1,475百万円　（平成27年３月31日現在）
⑥設立年月日	平成元年３月１日

⑶　本公開買付けの概要

当社は、平成27年４月30日現在、ＪＡＳＤＡＱ市場に上場している株式会社メガロス普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）2,103,600株（所有割合：53.87%　小数点以下第三位を四捨五入。）を所有し、対象者を連結子会社としております。

対象者普通株式は、平成27年４月30日現在、ＪＡＳＤＡＱ市場に上場していますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株

式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後対象者普通株式（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目的とした手続きを実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をＪＡＳＤＡＱ市場において取引することはできません。

①買付予定数　1,929,192株

（注）本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成27年３月31日現在の対象者の発行済株式総数（3,905,100株）から対象者決算短信に記載された平成27年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数（208株）及び平成27年４月30日現在当社が所有する対象者普通株式数（2,103,600株）を控除し、対象者決算短信に記載された平成27年３月31日現在の本新株予約権（1,279個）の目的となる対象者普通株式の数（127,900株）を加えた株式数（1,929,192株）になります。

②買付け等の期間　平成27年５月１日から平成27年６月16日（30営業日）

③買付け等の価格　普通株式　１株につき2,000円

2008年度第２回新株予約権（以下「第１回新株予約権」）　１個につき126,000円
2009年度第２回新株予約権（以下「第２回新株予約権」）　１個につき99,000円
2010年度第２回新株予約権（以下「第３回新株予約権」）　１個につき90,700円
2011年度第２回新株予約権（以下「第４回新株予約権」）　１個につき89,500円
2012年度第２回新株予約権（以下「第５回新株予約権」）　１個につき80,400円
2013年度第２回新株予約権（以下「第６回新株予約権」）　１個につき51,200円
2014年度第１回新株予約権（以下「第７回新株予約権」）　１個につき199,900円
2014年度第２回新株予約権（以下「第８回新株予約権」）　１個につき41,000円

④買付代金　3,767百万円

（注）買付予定数（1,929,192株）から、平成27年３月31日現在の本新株予約権（1,279個）のうち、本公開買付けに係る公開買付期間中に行使期間が到来せず公開買付期間中に行使される可能性のない第６回新株予約権の数（240個）、第７回新株予約権の数（69個）及び第８回新株予約権の数（350個）の目的となる対象者普通株式の数（65,900株）を控除した株式数（1,863,292株）に本公開買付価格（2,000円）を乗じた金額と、第６回新株予約権の数（240個）に当該新株予約権１個当たりの買付価格（51,200円）を乗じた金額、第７回新株予約権の数（69個）に当該新株予約権１個当たりの買付価格（199,900円）を乗じた金額及び第８回新株予約権の数（350個）に当該新株予約権１個当たりの買付価格（41,000円）を乗じた金額の合計額を記載しております。

⑤決済の開始日　平成27年６月23日

⑥資金調達の方法　自己資金を充当

９．その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑷ その他計算書類作成のための基本となる事項

① 繰延資産の処理方法	支出時に全額費用処理しております。
② 重要なヘッジ会計の方法	
・ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
・ヘッジ手段とヘッジ対象	＜ヘッジ手段＞ 金利スワップ　　＜ヘッジ対象＞ 借入金
・ヘッジ方針	内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
・ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
③ 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　59百万円

⑵　関係会社に対する金銭債権・金銭債務

①　短期金銭債権　306,644百万円

②　短期金銭債務　34,090百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

営業収益　23,817百万円

営業費用　514百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	1	－	－	1

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	294百万円
株式報酬費用	325百万円
賞与引当金	66百万円
未払事業税	38百万円
その他	25百万円
繰延税金資産小計	750百万円
評価性引当額	△306百万円
繰延税金資産合計	443百万円
繰延税金負債	
関係会社株式簿価	△12百万円
繰延税金負債合計	△12百万円
繰延税金資産の純額	431百万円

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	野村不動産㈱	(所有)直接 100.0	経営指導、資金貸借	資金の貸付	353,022	短期貸付金	270,287
					95,000	関係会社長期貸付金	390,000
				利息の受取	9,889	−	−
子会社	野村不動産アーバンネット㈱	(所有)直接 100.0	経営指導	資金の預り	64,439	預り金	15,096
子会社	野村不動産パートナーズ㈱	(所有)直接 100.0	経営指導	資金の預り	79,269	預り金	13,160
子会社	ＮＲＥＧ東芝不動産㈱	(所有)直接 65.0	経営指導、資金貸借	資金の貸付	29,873	短期貸付金	35,530
					15,000	関係会社長期貸付金	75,000

(注) 資金の貸付及び預りに係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額 1,465円51銭

⑵ 1株当たり当期純利益 50円8銭

8．重要な後発事象に関する注記

（株式会社メガロスに対する公開買付けの件）

当社は、平成27年４月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メガロス（ＪＡＳＤＡＱ市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議しました。

また、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしているとのことです。

⑴　本公開買付けの目的

対象者は、平成19年11月に、資金調達及び企業信用力の確保並びに企業認知度の向上や人材確保等を目的として、株式会社ジャスダックが運営するジャスダック証券取引所（現ＪＡＳＤＡＱ市場）に株式を上場しました。上場後、対象者は既存店の収益伸長を図ると共に新規出店を積極化し、企業価値の向上を目指してきました。

しかしながら、近年は、フィットネス市場における競合店舗の増加に伴う競争激化、顧客ニーズの変化・多様化等の課題に直面しております。

こうした中、当社は、対象者の中長期視点に立った施策として、既存店舗での料金体系の見直しや、多様化する顧客ニーズに対応した新たな店舗モデルでの出店拡大等を実行していくことが、必要不可欠であると考えました。しかしながら、これらの諸施策は会費収入の一時的な減少や新規モデル店舗の出店に伴う投資負担の増加等を伴い、対象者における短期的な業績の下振れや、その後の収益回復に対する不確実性といったリスクを発生させる可能性が生じることとなります。そのため、上場会社の施策としては資本市場からは必ずしも十分な評価を得られない可能性から、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことも想定されます。また、上場維持のままでは、これら施策に対する有効性や実効性を十分に検証する必要があることから、迅速な意思決定が行いにくいといった課題を有しているものと認識しております。

以上の状況を踏まえ、当社及び対象者は、完全親子会社関係の下、当社と対象者の一体経営を実現することで、対象者による短期的な業績下振れリスクや不確実性を伴う大胆な施策に対しても、迅速な意思決定のもとこれらを実行することが可能となり、中長期的視点に立脚した対象者の成長加速が実現できるものと判断するに至りました。そして、それはまた、対象者のみならず、グループ一体としての総合力の発揮が期待できるようになることから、当社グループの企業価値の向上につながるものであるとの結論に至りました。

⑵　対象者の概要

①名称	株式会社メガロス
②所在地	東京都渋谷区恵比寿南二丁目４番４号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　大橋　充
④事業内容	スポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売
⑤資本金	1,475百万円　（平成27年３月31日現在）
⑥設立年月日	平成元年３月１日

⑶　本公開買付けの概要

当社は、平成27年４月30日現在、ＪＡＳＤＡＱ市場に上場している株式会社メガロス普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）2,103,600株（所有割合：53.87%　小数点以下第三位を四捨五入。）を所有し、対象者を連結子会社としております。

対象者普通株式は、平成27年４月30日現在、ＪＡＳＤＡＱ市場に上場していますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株

式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後対象者普通株式（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全ての取得を目的とした手続きを実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をＪＡＳＤＡＱ市場において取引することはできません。

①買付予定数　1,929,192株

（注）本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成27年３月31日現在の対象者の発行済株式総数（3,905,100株）から対象者決算短信に記載された平成27年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数（208株）及び平成27年４月30日現在当社が所有する対象者普通株式数（2,103,600株）を控除し、対象者決算短信に記載された平成27年３月31日現在の本新株予約権（1,279個）の目的となる対象者普通株式の数（127,900株）を加えた株式数（1,929,192株）になります。

②買付け等の期間　平成27年５月１日から平成27年６月16日（30営業日）

③買付け等の価格　普通株式　１株につき2,000円

2008年度第２回新株予約権（以下「第１回新株予約権」）　１個につき126,000円
2009年度第２回新株予約権（以下「第２回新株予約権」）　１個につき99,000円
2010年度第２回新株予約権（以下「第３回新株予約権」）　１個につき90,700円
2011年度第２回新株予約権（以下「第４回新株予約権」）　１個につき89,500円
2012年度第２回新株予約権（以下「第５回新株予約権」）　１個につき80,400円
2013年度第２回新株予約権（以下「第６回新株予約権」）　１個につき51,200円
2014年度第１回新株予約権（以下「第７回新株予約権」）　１個につき199,900円
2014年度第２回新株予約権（以下「第８回新株予約権」）　１個につき41,000円

④買付代金　3,767百万円

（注）買付予定数（1,929,192株）から、平成27年３月31日現在の本新株予約権（1,279個）のうち、本公開買付けに係る公開買付期間中に行使期間が到来せず公開買付期間中に行使される可能性のない第６回新株予約権の数（240個）、第７回新株予約権の数（69個）及び第８回新株予約権の数（350個）の目的となる対象者普通株式の数（65,900株）を控除した株式数（1,863,292株）に本公開買付価格（2,000円）を乗じた金額と、第６回新株予約権の数（240個）に当該新株予約権１個当たりの買付価格（51,200円）を乗じた金額、第７回新株予約権の数（69個）に当該新株予約権１個当たりの買付価格（199,900円）を乗じた金額及び第８回新株予約権の数（350個）に当該新株予約権１個当たりの買付価格（41,000円）を乗じた金額の合計額を記載しております。

⑤決済の開始日　平成27年６月23日

⑥資金調達の方法　自己資金を充当

９．その他の注記

該当事項はありません。